

別表第3 事業所内保育事業(定員19人以下(小規模保育事業B型の基準が適用される事業所))(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

保育必要量区分⑤			
保育標準時間認定		保育短時間認定	
基本分単価		基本分単価	
(注)		(注)	
⑥		⑥	

328,580	(386,550)	317,480	(375,450)
386,550		375,450	
177,310	(235,280)	172,690	(230,660)
235,280		230,660	
137,240	(195,210)	134,310	(192,280)
195,210		192,280	

従業員枠の 子どもの場合 ⑦

⑥×84/100

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

処遇改善等加算 I			
保育標準時間認定		保育短時間認定	
(注) ⑧		(注) ⑧	

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	3,180	(3,750) × 加算率	3,070	(3,640) × 加算率
			乳児	+	3,750 × 加算率		3,640 × 加算率	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	1,660	(2,230) × 加算率	1,620	(2,190) × 加算率
			乳児	+	2,230 × 加算率		2,190 × 加算率	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	1,260	(1,830) × 加算率	1,230	(1,800) × 加算率
			乳児	+	1,830 × 加算率		1,800 × 加算率	

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

保育士比率向上加算			
(注)		処遇改善等加算 I	
(注)		(注)	
⑨			

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	17,120	(24,420)	170	(250)	×加算率
			乳児	+	24,420		250		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	10,940	(18,240)	110	(190)	×加算率
			乳児	+	18,240		190		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	9,670	(16,970)	100	(180)	×加算率
			乳児	+	16,970		180		×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算			
処遇改善等加算 I			
(注)		(注)	
⑩			

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	115,950	(57,970)	1,150	(570)	×加算率
			乳児	+	57,970		570		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	115,950	(57,970)	1,150	(570)	×加算率
			乳児	+	57,970		570		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	115,950	(57,970)	1,150	(570)	×加算率
			乳児	+	57,970		570		×加算率

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
			1、2歳児
			乳児
13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	
		乳児	

休日保育加算		
⑪ 処遇改善等 加算 I		
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 190,700 211人~ 279人 203,500 280人~ 349人 229,200 350人~ 419人 254,800 420人~ 489人 280,500 490人~ 559人 306,200 560人~ 629人 331,800 630人~ 699人 357,500 700人~ 769人 383,200 770人~ 839人 408,800 840人~ 909人 434,500 910人~ 979人 460,200 980人~1,049人 485,800 1,050人~ 511,500	+	1,900×加算率 2,030×加算率 2,290×加算率 2,540×加算率 2,800×加算率 3,060×加算率 3,310×加算率 3,570×加算率 3,830×加算率 4,080×加算率 4,340×加算率 4,600×加算率 4,850×加算率 5,110×加算率
+		÷
		各月初日の 利用子ども数

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算			
				処遇改善等加算 I ⑫			
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	99,850	+	940 × 加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	44,600	+	390 × 加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	30,060	+	240 × 加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

減価償却費加算	
加算額	
標準	都市部
⑬	

賃借料加算		
加算額		
	標準	都市部
	⑭	

連携施設を設定しない場合
⑮

食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
⑯

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+
			乳児	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+
			乳児	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+
			乳児	

6,600	7,200	+
2,700	3,000	+
1,700	1,900	+

a 地域	28,800	32,100
b 地域	15,900	17,700
c 地域	13,800	15,400
d 地域	12,400	13,800
a 地域	14,400	16,100
b 地域	7,900	8,800
c 地域	6,900	7,700
d 地域	6,200	6,900
a 地域	18,300	20,400
b 地域	10,100	11,200
c 地域	8,800	9,800
d 地域	7,900	8,700

4,930	-
2,050	-
1,290	-

$\begin{aligned} & ((6)(7) \\ & + (8) + (12)) \\ & \times 11/100 \end{aligned}$	-
$\begin{aligned} & ((6)(7) \\ & + (8) + (12)) \\ & \times 10/100 \end{aligned}$	-
$\begin{aligned} & ((6)(7) \\ & + (8) + (12)) \\ & \times 10/100 \end{aligned}$	-

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者を設置していない場合 ⑦	
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	- 86,180	+ 860×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	- 35,910	+ 350×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	- 22,680	+ 220×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

土曜日に閉所する場合			
月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合
⑬			
$(6(7)+8 + 10+12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 6/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 7/100$
$(6(7)+8 + 10+12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 7/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 9/100$
$(6(7)+8 + 10+12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 5/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 7/100$	$(6(7)+8 + 10+12) \times 9/100$

定員を恒常的に超過する場合
⑭

$(6\sim18) \times 58/100$
$(6\sim18) \times 81/100$

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ-① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
	(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ-① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数	
	B：処遇改善等加算Ⅱ-② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	

冷暖房費加算	1 級 地 1,780	4 級 地 1,230	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級 地 1,580	そ の 他 地 域 110	
	3 級 地 1,560		

除雪費加算	⑳	6,090	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	-------	-------------------

降灰除去費加算	㉑	152,680 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	-----------------------	-------------------

施設機能強化推進費加算	㉒	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	----------------------------	-------------------

栄養管理加算	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
	B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
	C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算	㉓	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	-----------------------	-------------------

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整